

令和7年7月25日

保護者各位

新潟県立高田商業高等学校長
石積 希

夏季休業中の生活について(お願い)

盛夏の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、7月26日(土)から8月25日(月)まで夏季休業となります。今後の高校生活は もちろんのこと、「卒業後の進路」を検討する上で休業中の過ごし方が大変重要になります。

つきましては、非行や事故等の防止を図るとともに、充実した夏季休業となるよう、下記の点を生徒に指導しましたので、保護者の皆様もご承知いただくとともに、ご協力をお願いします。

記

1 生活全般について

- (1) 1学期の学習のまとめなど計画的に学習時間を確保し、基礎的・基本的学力を身に付ける。
- (2) 心身の鍛錬と健康の増進を図る。
- (3) 積極的に部活動や地域の行事に参加する。
- (4) 治療を要する疾患は、できるだけこの期間に処置する。
- (5) 補習が行われる教科・科目には必ず出席する。

警察署より、今年度は高校生の深夜徘徊が多いとの指摘を受けています

2 非行の防止について

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・暴力行為・万引・交通違反などを行わない。
成人年齢は18歳ですが、飲酒・喫煙は20歳からです。誤解の無いようにしましょう。
- (2) 男女交際や深夜徘徊・無断外泊など、交友関係には特に注意する。

3 服装について

- (1) 外出等で私服になる場合があっても、あくまで高校生らしい清潔感のある服装であること。
- (2) 部活動等で登校する際は、制服または体操着(部活動着も可)であること。
私服での登校は禁止する。

4 旅行等の届け出について

宿泊を伴う旅行、海外旅行、キャンプ、登山等に参加する場合は、必ず事前に担任に連絡すること。

特に海外旅行をする場合は、事前に「海外旅行届」を必ず担任に提出すること。

5 アルバイトについて

「アルバイト規程」に基づき、本人、保護者、雇用主の責任のもとに行われるものとするが、特に次の点に留意すること。

- (1) アルバイトをする時は、必ず「アルバイト届」を提出すること。
- (2) 1学期末での成績不振者(39点以下の欠点科目保有者)は禁止とする。
すでに許可されている者は、2学期末評価でその欠点科目が解消するまで、アルバイトを停止する。
- (3) 学校行事、部活動、学習に支障のない範囲で行うこと。
- (4) 夜間作業(夜9時以降～翌朝6時まで)および宿泊を伴うものや、風紀面や安全上問題のあるアルバイトは禁止する。

6 安全対策について

- (1) 登山・水泳などは、特に生命の危険が伴うので、必ず経験豊かなリーダーと同行すること。
- (2) 交通法規や交通マナーを守り、違反・事故を起こさないようにする。特に次の禁止事項を厳守する。
 - ① 自動二輪車の免許取得
 - ② 自転車・原付バイクの二人乗り、バイクヘルメット無着用
- (3) 女子生徒については性的被害に遭わないよう、人通りの少ない場所など危険と思われる場所を避け、安全を確保する。また、不審者への対応として「おかしい」と思ったら、すぐに110番通報すること。一人で歩くときは、すぐに110番通報ができるように携帯電話を手にとっておくなどの習慣をつける。
- (4) 夏季休業中は、外出する機会も多く開放的な気分となることから、交通事故が多発する傾向にあるため注意する。
- (5) 自転車保険の加入は義務です。まだ、未加入の生徒は、夏期休業中に手続きを済ませること。なお、保険未加入で登下校に自転車を利用している生徒は、夏季休業があげたら担任の先生に保険証券のコピーを提出すること。安全のためヘルメット着用も考えましょう。

7 携帯電話・メール等の利用について

- (1) 「マッチングアプリ」や「ゲームサイト」等を悪用した犯罪に巻き込まれるケースが数多く報告されています。インターネット上に潜む危険性を十分理解し利用すること。
- (2) インスタグラムやXなどに、誹謗中傷する内容を書き込み、いじめや暴力事件に発展する事例も多発しています。書き込みの内容によっては法律に抵触する場合もあるので、高校生として節度ある利用を心がけること。保護者の皆様方のご協力をお願いいたします
- (3) 高校生がわいせつ画像をインターネットで知り合った相手に送信させたり、ネット上に投稿したりして児童ポルノ禁止法違反で検挙されている例が多く見られます。いたずらや安易な行為が法律に抵触する可能性があることを理解し、適正に利用できるよう注意を払うこと。

8 連絡事項

- (1) 2学期 8月26日(火) 始業式 課題テストあり
- (2) 緊急連絡先 学校 025-523-2271(代表)
- (3) 事故または問題が生じたときは、速やかに学校へ連絡すること。
また、個人で判断しにくい事柄については、必ず担任に確認を取ってから行動すること。
- (4) 万が一、災害等が起こった場合には、学校から安否確認等を行うことがありますので、保護者・生徒の皆さん全員がメールメイトに登録してください。登録方法は以下の通りです

1. AのQRコードから、<https://hp.m-mate.com/cm-honbu/> に接続して、プライバシーポリシー及びメール会員規約をお読みいただき、同意される場合は以下の手順にて登録をしてください。

2. takadas-h-t@m-mate.com へ空メールしてください。(件名本文不要・英数小文字)

Bの登録用コードをご利用ください。

※迷惑メール対策で受信拒否などの設定をしている方は、以下の設定をしてから行ってください。

・アドレス指定する場合は上記アドレスからtを省いた takadas-h@m-mate.com を指定してください。

・アイフォンは「i phone から送信」の署名を消し、件名に「あ」と一文字だけ入れて送信してください。

3. 返信メールが来たら開いて登録画面にアクセスしてください。

4. 必要事項を入力・選択してOKを押してください。

5. しばらくして登録完了のお知らせが届いたら終了です。

もし、悩みなどがあって困っている時は保護者や友人、先生などに相談してみようと生徒には伝えてあります。ぜひ相談を受けてあげてください。また、相談を受け付けている機関もあります。きっと、解決の糸口は見つかるはずですよ。
裏面にいくつかの相談機関への連絡先を印刷しておきます。

A・プライバシーポリシー
・利用規約・登録できないとき



B・登録用コード



ひとりじゃないよ つながってるよ

「学校の先生にはちょっと話しにくい」、「誰に相談していいかわからない」
そんな時は、誰かの力を借りることで、気持ちが楽になることもあります

学習について
いけない

このままの
自分でいいのか

学校に行きたくない
気持ちがある

落ち込んでいる
よく眠れない

誰かと
話したい

話してほしい
いつでも
どんなことでも

友だちとの関係で
悩んでいる

やる気が
出ない

どうしたらいいんだろう

家族のことで悩みが
あるけど誰にも言えない



新潟県SNS相談

対応時間 平日 16:00～22:00
対応時間 休日 15:00～20:00



② 二次元バーコードを
読み取って友だち登
録をしてください。

令和7年度用二次元バーコード

24時間子供SOSダイヤル

なやみ言おう
0120-0-78310
※フリーダイヤル

新潟県いじめ・ふとうこ う等相談電話

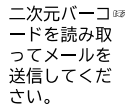
025-285-1212 (24時間受付)
※通話料がかかります

新潟県いじめ対策ポータル

<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>

新潟県いじめ・ふとうこ う等相談メール

対応時間 平日 8:30～17:15



二次元バーコードを読み取
ってメールを送信してくだ
さい。

いじめ・ふとうこ う等 悩みごと相談テレフォン

対応時間 平日 9:10～16:00

025-263-4737

※通話料がかかります



新潟県教育委員会

法務局の相談

- ・いじめ、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人格権保護委員、法務局職員が、お話を伺います。
- ・相談内容によっては、人権侵害事件としての調査などを行います。



★電話・面談相談 平日 8:30～17:15
https://www.jinken.go.jp/
★SNS相談窓口
https://www.jinken.go.jp/jinken/00034.html
○ みんなの人権 110番(全国共通ナビダイヤル) 0570-008-110
○ こどもの人権 110番(全国共通ナビダイヤル) 0120-007-110
○ 女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 0270-070-810
○ 新潟県地方検察庁 025-222-1564 ○ 十日町支局 025-752-0096
○ 新潟県地方検察庁 0250-22-0547 ○ 南 崎 支 局 0257-23-0088
○ 三 津 支 局 0256-33-1447 ○ 南 魚 沼 支 局 025-772-3742
○ 新 発 田 支 局 0254-24-7102 ○ 上 越 支 局 025-525-4163
○ 村 上 支 局 0254-53-2391 ○ 糸 魚 川 支 局 025-552-0369
○ 岡 支 局 0258-33-5505 ○ 佐 渡 支 局 0259-74-2049

警察の相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けけます。
- ・犯罪や性被害等の相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話を伺います。

○性被害相談電話 #9110 8:30～16:30 (平日)
○性被害相談電話 #8103 (午後1時～4時) 110番(相談は24時間)

＜サポーターセンター＞
○新潟少年サポートセンター 025-285-4970 8:30～17:15 (平日)
○新潟少年サポートセンター 0258-36-4970 8:30～17:15 (平日)
○上越少年サポートセンター 025-526-4970 8:30～17:15 (平日)
○新潟県警本部 025-249-0110 24時間対応 (夜間及び土日、祝日、年末年始は当直員が対応します。)
○新潟県警本部 025-249-0110 ○ 西 蒲 署 0256-72-0110
○新潟県警本部 025-225-0110 ○ 燕 署 0256-04-0110
○新潟県警本部 025-279-0110 ○ 加 茂 署 0256-52-0110
○新潟県警本部 025-260-0110 ○ 見 附 署 0258-63-0110
○新潟県警本部 025-373-0110 ○ 長 岡 署 0258-72-0110
○新潟県警本部 025-382-0110 ○ 与 板 署 0258-72-0110
○新潟県警本部 025-386-0110 ○ 小 千 谷 署 0258-83-0110
○新潟県警本部 0259-55-0110 ○ 小 出 署 025-793-0110
○新潟県警本部 0254-23-0110 ○ 南 魚 沼 署 025-770-0110
○新潟県警本部 0254-52-0110 ○ 十日町署 025-752-0110
○新潟県警本部 0250-63-0110 ○ 柏 崎 署 0257-21-0110
○新潟県警本部 0250-42-0110 ○ 上 越 署 025-521-0110
○新潟県警本部 0250-23-0110 ○ 妙 高 署 025-552-0110
○新潟県警本部 0256-33-0110 ○ 糸 魚 川 署 025-552-0110

新潟県弁護士会の相談

- ・子どもの学校生活や家庭生活などの悩みごとについて、弁護士が相談を受けます。
- 子どものいじめ・ふとうことう等相談ダイヤル 0120-6-6310 (無料)
- 毎週 月、木 (祝祭日は除く) 16～19時
https://niigata-beigo.or.jp/kids-junior/consultation.html



新潟県の相談

- ・いじめや不登校等の問題で悩む児童生徒や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。
- 24時間子供SOSダイヤル(無料) 0120-0-78310
(全国どこからでも24時間、相談できます。)
- 新潟県いじめ・ふとうことう等相談電話 025-285-1212
(毎日24時間、相談できます。)
- 生徒指導課いじめ対策室 025-280-5124
(平日8:30～17:15)

県立教育センターの相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。
- ※相談日、年末年始、お話を除く
- ★電話相談 9:10～16:00 (平日)
- いじめ・ふとうことう等相談ダイヤル 025-263-4737
- ★来所相談・電話相談 9:00～17:00 (平日)
- 県立教育センター教育相談 025-261-0410

児童相談所の相談

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、教育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

○児童相談所相談専用ダイヤル(無料) 0120-189-783

- ★電話・面談(予約制)相談 8:30～17:15 (平日)
- 中央児童相談所 025-381-1111
- 佐渡駐在(佐渡地域振興局) 0259-74-3390
- 長岡児童相談所 0258-35-8500
- 上越児童相談所 025-524-3355
- 新発田児童相談所 0254-26-9131
- 南魚沼児童相談所 025-770-2400
- 新潟県児童相談所 025-230-7777

